

平成25年2月15日

お客様各位

中栄信用金庫
理事長 石田 進

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

ご承知のとおり、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたします。

当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても従来と変わらず、下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからのご返済条件の変更等のお申し出に対しては、できる限り対応していく等、従来からの方針に変更はございません。また、他業態を含め関係金融機関と十分に連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談やご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、支援してまいります。

金融円滑化法等ご相談窓口

○ご返済条件の変更等に関するご相談窓口

お客さまのお取引店舗へご相談ください。

受付時間 窓口 平日 午前9時～午後3時

電話 平日 午前9時～午後5時

※店舗一覧については、「[店舗・ATM案内](#)」をご覧ください。

○苦情相談窓口

コンプライアンス部

電話番号 0120-383-889 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 午前9時～午後5時